

相模原市手数料条例の一部を改正する条例について
相模原市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 3 0 年 3 月 3 0 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市手数料条例の一部を改正する条例

相模原市手数料条例(平成 1 2 年相模原市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 2 7 号の表 1 の項中「申請(」の次に「法第 7 2 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける居宅サービス(以下この号において「共生型居宅サービス」という。)に係る指定の申請、」を、「許可の申請」の次に「又は法第 1 0 7 条第 1 項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の申請」を加え、「当該指定」を「当該訪問リハビリテーションに係る指定」に改め、同表 2 の項中「申請(」の次に「共生型居宅サービスに係る指定の更新の申請、」を、「許可の更新の申請」の次に「又は法第 1 0 8 条第 1 項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の更新の申請」を加え、「当該指定」を「当該訪問リハビリテーションに係る指定」に改め、同表 3 の項中「申請」の次に「(法第 7 8 条の 2 の 2 第 1 項の規定の適用を受ける地域密着型サービス(以下この号において「共生型地域密着型サービス」という。)に係る指定の申請及び市外の事業所が地域密着型サービスに係る指定の申請を行う場合における当該申請を除く。)」を加え、同表 4 の項中「申請」の次に「(共生型地域密着型サービスに係る指定の更新の申請及び市外の事業所が地域密着型サービスに係る指定の更新の申請を行う場合における当該申請を除く。)」を加え、同表 1 9 の項中「申請」の次に「(共生型居宅サービス及び共生型地域密着型サービスを行う事業に相当する第 1 号事業に係る指定の更新の申請並びに市外の事業所が第 1 号事業に係る指定の更新の申請を行う場合における当該申請を除く。)」を加え、同項を同表 2 4 の項とし、同表 1 8 の項中「申請」の次に「(共生型居宅サービス及び共生型地域密着型サービスを行う事業に相当する第 1 号事業に係る指定の申請並びに

市外の事業所が第 1 号事業に係る指定の申請を行う場合における当該申請を除く。)」を加え、同項を同表 2 3 の項とし、同表中 1 7 の項を 2 0 の項とし、同項の次に次のように加える。

2 1	法 第 1 1 5 条 の 3 5 第 2 項	介護サービス情報の公表	介護サービスの提供を開始しようとするときの情報	1 件	5,000 円
			介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 4 0 条の 4 4 に規定するときの情報	1 件	6,000 円
2 2	法 第 1 1 5 条 の 3 5 第 3 項	介護サービス情報の調査	訪問介護及び夜間対応型訪問介護の両方又はいずれか	1 回	20,000 円
			訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護の両方又はいずれか	1 回	20,000 円
			訪問看護及び介護予防訪問看護の	1 回	21,000 円

			両方又はいずれか		
			訪問看護及び介護予防 訪問看護の 両方又は いずれか並び に地域密着 型通所介護 （指定療養 通所介護に 限る。）	1 回	25,000 円
			訪問リハビリ テーション 及び介護 予防訪問リ ハビリテー ションの両 方又は いずれか	1 回	21,000 円
			通所介護、 地域密着型 通所介護 （指定療養 通所介護を 除く。）、 認知症対応 型通所介護 及び介護予 防認知症対 応型通所介	1 回	22,000 円

			護の全部又は一部		
			通所介護、 地域密着型 通所介護 （指定療養 通所介護を 除く。）、 認知症対応 型通所介護 及び介護予 防認知症対 応型通所介 護の全部又 は一部並び に地域密着 型通所介護 （指定療養 通所介護に 限る。）	1 回	23,000 円
			地域密着型 通所介護 （指定療養 通所介護に 限る。）	1 回	23,000 円
			通所リハビリ テーション 及び介護予 防通所リハ ビリテーシ ョンの両	1 回	23,000 円

			方又はいずれか		
			通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの両方又はいずれか並びに地域密着型通所介護（指定療養通所介護に限る。）	1 回	24,000 円
			特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護の全部又は一部	1 回	23,000 円
			福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販	1 回	20,000 円

			売及び特定 介護予防福 祉用具販売 の全部又は 一部		
			定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看 護	1 回	23,000 円
			小規模多機 能型居宅介 護及び介護 予防小規模 多機能型居 宅介護の両 方又はいず れか	1 回	21,000 円
			認知症対応 型共同生活 介護及び介 護予防認知 症対応型共 同生活介護 の両方又は いずれか	1 回	21,000 円
			複合型サー ビス	1 回	23,000 円
			居宅介護支 援	1 回	20,000 円
			介護老人福 祉施設、短	1 回	23,000 円

		期入所生活 介護、介護 予防短期入 所生活介護 及び地域密 着型介護老 人福祉施設 入所者生活 介護の全部 又は一部		
		介護老人保 健施設並び に短期入所 療養介護及 び介護予防 短期入所療 養介護（介 護老人保健 施設におい て行うもの に限る。） の両方又は いずれか	1 回	23,000 円
		介護療養型 医療施設並 びに短期入 所療養介護 及び介護予 防短期入所 療 養 介 護 （ 介 護 老 人	1 回	23,000 円

			保健施設又は介護医療院において行うものを除く。)の両方又はいずれか		
--	--	--	-----------------------------------	--	--

別表第2第27号の表中16の項を19の項とし、同表15の項中「申請」の次に「(市外の事業所が地域密着型介護予防サービスに係る指定の更新の申請を行う場合における当該申請を除く。)」を加え、同項を同表18の項とし、同表14の項中「申請」の次に「(市外の事業所が地域密着型介護予防サービスに係る指定の申請を行う場合における当該申請を除く。)」を加え、同項を同表17の項とし、同表13の項中「申請」の次に「共生型介護予防サービスに係る指定の更新の申請、」を、「許可の更新の申請」の次に「又は法第108条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の更新の申請」を加え、「当該指定」を「当該介護予防訪問リハビリテーションに係る指定」に改め、同項を同表16の項とし、同表12の項中「申請」の次に「法第115条の2の2第1項の規定の適用を受ける共生型介護予防サービス(次項において「共生型介護予防サービス」という。))に係る指定の申請、」を、「許可の申請」の次に「又は法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の申請」を加え、「当該指定」を「当該介護予防訪問リハビリテーションに係る指定」に改め、同項を同表15の項とし、同表11の項の次に次のように加える。

12	法第107条第1項	介護医療院の開設の許可の申請に対する審査	1件	63,000円
13	法第107条第2項	介護医療院の変更の許可の申請(構造設備の変更を伴うものに限る。)に対する審査	1件	33,000円
14	法第108条第1項	介護医療院の開設の許可の更新の申請に対する審査	1件	25,000円

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 52 号)による介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の改正に伴う共生型サービス及び介護医療院の開設の許可等の申請と併せて行う訪問リハビリテーション等に係る指定等の申請に対する審査に係る手数料を徴収しないこととするための規定の改正並びに介護医療院の開設の許可等の申請に対する審査に係る手数料の規定の追加、地方自治法施行令の一部を改正する政令(平成 30 年政令第 65 号)による地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)の改正に伴い神奈川県から本市に移譲される介護サービス情報の公表及び調査に係る手数料の規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市手数料条例の改正の概要

1 改正の内容

介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)に基づく事務に係る手数料の規定の改正
(別表第 2 関係)

- (1) 共生型居宅サービス、共生型地域密着型サービス、共生型介護予防サービス並びに共生型居宅サービス及び共生型地域密着型サービスを行う事業に相当する第 1 号事業(介護保険法第 1 1 5 条の 4 5 第 1 項第 1 号に規定する第 1 号事業をいう。)の指定等の申請に対する審査に係る手数料は、徴収しないこととするもの
- (2) 新たな介護保険施設である介護医療院の開設許可と併せて行う訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションに係る指定等の申請に対する審査に係る手数料は、徴収しないこととするもの
- (3) 介護医療院の開設の許可等の申請に対する審査の事務に係る手数料の規定を追加するもの

手数料を徴収する事務	単位	金額
介護医療院の開設の許可の申請に対する審査	1 件	63,000 円
介護医療院の変更の許可の申請(構造設備の変更を伴うものに限る。)に対する審査	1 件	33,000 円
介護医療院の開設の許可の更新の申請に対する審査	1 件	25,000 円

- (4) 介護サービス情報の公表及び調査の事務に係る手数料の規定を追加するもの

手数料を徴収する事務		単位	金額
介護サービス情報の公表	介護サービスの提供を開始しようとするときの情報	1 件	5,000 円
	介護保険法施行規則(平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号)第 1 4 0 条の 4 4 に規定するときの情報	1 件	6,000 円

介護サービス情報 の調査	訪問介護及び夜間対応型訪問介護の両方又はいずれか	1 回	20,000 円
	訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護の両方又はいずれか	1 回	20,000 円
	訪問看護及び介護予防訪問看護の両方又はいずれか	1 回	21,000 円
	訪問看護及び介護予防訪問看護の両方又はいずれか並びに地域密着型通所介護（指定療養通所介護に限る。）	1 回	25,000 円
	訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの両方又はいずれか	1 回	21,000 円
	通所介護、地域密着型通所介護（指定療養通所介護を除く。）、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の全部又は一部	1 回	22,000 円
	通所介護、地域密着型通所介護（指定療養通所介護を除く。）、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の全部又は一部並びに地域密着型通所介護（指定療養通所介護に限る。）	1 回	23,000 円
	地域密着型通所介護（指定療養通所介護に限る。）	1 回	23,000 円
	通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの両方又はいずれか	1 回	23,000 円

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの両方又はいずれか並びに地域密着型通所介護（指定療養通所介護に限る。）	1 回	24,000 円
特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護の全部又は一部	1 回	23,000 円
福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の全部又は一部	1 回	20,000 円
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 回	23,000 円
小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の両方又はいずれか	1 回	21,000 円
認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の両方又はいずれか	1 回	21,000 円
複合型サービス	1 回	23,000 円
居宅介護支援	1 回	20,000 円
介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の全部又は一部	1 回	23,000 円
介護老人保健施設並びに短期入所療養介護及び介護予防短期入		

	所療養介護(介護老人保健施設において行うものに限る。)の両方又はいずれか	1 回	23,000 円
	介護療養型医療施設並びに短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設又は介護医療院において行うものを除く。)の両方又はいずれか	1 回	23,000 円

2 施行期日

平成30年4月1日

介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行に伴う関係条例
の整備に関する条例について

介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行に伴う関係条例の整備に
関する条例を次のように制定する。

平成 3 0 年 3 月 3 0 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行に伴う関係条例
の整備に関する条例

(相模原市指定居宅サービス事業者等の指定の申請者に関する基準を定める条例
の一部改正)

第 1 条 相模原市指定居宅サービス事業者等の指定の申請者に関する基準を定める
条例(平成 2 4 年相模原市条例第 8 0 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「法人」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者
(法第 8 条第 2 3 項に規定する複合型サービス(介護保険法施行規則(平成 1 1 年
厚生省令第 3 6 号)第 1 7 条の 1 2 に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限
る。)に係る指定の申請を行う者に限る。)」を加える。

(相模原市医療法施行条例の一部改正)

第 2 条 相模原市医療法施行条例(平成 2 4 年相模原市条例第 4 1 号)の一部を次の
ように改正する。

附則第 2 項中「届け出た」の次に「病院の開設者が、省令第 5 3 条の 2 第 1 項
の規定により平成 3 0 年 6 月 3 0 日までの間に省令第 5 3 条に規定する特定介護
療養型医療施設又は特定病院であることを市長に届け出た場合には、当該」を加
え、「平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで」を「平成 3 0 年 4 月
1 日から平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで」に改める。

(相模原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部改正)

第3条 相模原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第85号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「定める者」の次に「(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。))第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)」を加える。

第16条中「介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。)」を「法施行規則」に改める。

第47条第1項中「定める者」の次に「(法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)」を加える。

(相模原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に必要となる人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 相模原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に必要となる人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(平成29年相模原市条例第33号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「に係る最初の主任介護支援専門員更新研修(改正後の第2条第3号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過すると、当該経過する日までの間に受ける同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修(以下「主任介護支援専門員更新研修」という。))のうち最初のものをいう。以下同じ。)」を削り、「同号の」を「改正後の第2条第3号の」に、「までに修了した場合には」を「までの間は」に、「修了したもの」を「同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修(以下「主任介護支援専門員更新研修」という。))を修了しているもの」に改め、附則第3項中「に最初の」を「に」に、「修了したもの」を「修了しているもの」に改め、「に係る最初の主任介護支援専門員更新研修」の次に「(平成31年3月31日(平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあつては、平成32年3月31日)までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修のうち最初のものをいう。次項において同じ。)」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案の理由

介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令(平成30年厚生労働省令第30号)の施行に伴い、関係条例を整備いたしたく提案するものである。

介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行に伴う関係条例
の整備に関する条例の概要

1 改正の内容

(1) 相模原市指定居宅サービス事業者等の指定の申請者に関する基準を定める条例の一部改正(第1条関係)

看護小規模多機能型居宅介護に係る指定の申請について、病床を有する診療所を開設している者がその申請を行うことができることとするもの

(2) 相模原市医療法施行条例の一部改正(第2条関係)

平成24年6月30日までに特定介護療養型医療施設又は特定病院であることを神奈川県知事に届け出た病院の療養病床に係る看護師及び准看護師並びに看護補助者の員数の基準を次の表のとおりとしている平成30年3月31日までの経過措置について、当該経過措置の適用を受けている病院の開設者が平成30年6月30日までの間に特定介護療養型医療施設又は特定病院であることを市長に届け出た場合には、当該経過措置の適用期間を平成36年3月31日まで延長することとするもの

区分	員数
看護師及び准看護師	療養病床に係る入院患者の数を6で除した数
看護補助者	療養病床に係る入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1人

(3) 相模原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(第3条関係)

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び指定夜間対応型訪問介護に従事する訪問介護員等を、引き続き介護福祉士又は介護職員初任者研修課程を修了した者とするもの

(4) 相模原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に必要な人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正(第4条関係)

平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者については、平成

31年3月31日(平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあつては、平成32年3月31日)までの間は、主任介護支援専門員更新研修を修了しているものとみなすこととするもの

2 施行期日

平成30年4月1日

相模原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について
相模原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例を次のように制定する。

平成 3 0 年 3 月 3 0 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例
相模原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平
成 2 6 年相模原市条例第 5 3 号)の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 3 項第 4 号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法(昭和 2 4 年法律第 1 4 7 号)第 4 条に規定する免許状を有す
る者

第 1 1 条第 3 項に次の 1 号を加える。

(1 0) 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認
めたもの

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

放課後児童健全育成事業における支援に従事する職員の確保を図るため、放課
後児童支援員に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の改正の概要

1 改正の内容

放課後児童支援員に係る規定の改正(第 1 1 条関係)

- (1) 放課後児童支援員の資格のうち、学校教育法(昭和 2 2 年法律第 2 6 号)の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者を教員免許状を有する者とするもの
- (2) 放課後児童支援員の資格として、5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたものを追加するもの

※ 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

2 施行期日

平成 3 0 年 4 月 1 日

相模原市市税条例の一部を改正する条例について
相模原市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 3 0 年 3 月 3 0 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市市税条例の一部を改正する条例
相模原市市税条例(平成 1 6 年相模原市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。
附則第 4 条中「地方税法等の一部を改正する法律(平成 2 7 年法律第 2 号)附則第 1 8 条」を「地方税法等の一部を改正する法律(平成 3 0 年法律第 号)附則第 2 2 条」に、「平成 2 7 年度から平成 2 9 年度まで」を「平成 3 0 年度から平成 3 2 年度まで」に改める。

附則第 4 条の 3 の見出し中「固定資産税」を「固定資産税等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 3 法附則第 1 5 条の 1 1 第 1 項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、規則で定める申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成 1 8 年国土交通省令第 1 1 0 号)第 1 0 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成 2 4 年法律第 4 9 号)第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の附則第 4 条の規定は、平成 3 0 年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成 2 9 年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

提案の理由

地方税法(昭和25年法律第226号)の改正に伴い、用途変更宅地等に対する固定資産税等の特例措置に係る規定の改正及び改修実演芸術公演施設に対する固定資産税等の減額に係る申告の規定の追加をいたしたく提案するものである。

相模原市市税条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 用途変更宅地等に対する固定資産税等の特例措置に係る規定の改正(附則第 4 条関係)

用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等(以下単に「用途変更宅地等」という。)に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置における前年度課税標準額について、当該用途変更宅地等を前年度から変更後の用途であったものとみなして算出する平成 29 年度までの経過措置を、平成 30 年度から平成 32 年度まで引き続き適用するもの

※ 用途変更宅地等

各年度に係る賦課期日において宅地等に該当するもののうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日において、当該宅地等と用途の異なる宅地等であったもの(例：工場の跡地にマンションを建設した土地)をいう。

※ 類似用途変更宅地等

各年度に新たに固定資産税等を課することとなった宅地等又は当該各年度に係る賦課期日において地目の変換等があった宅地等(例：農地であった所に住宅を建設した土地)であって、当該宅地等の類似土地が用途変更宅地等に該当するものをいう。

(2) 改修実演芸術公演施設に対する固定資産税等の減額に係る申告の規定の追加(附則第 4 条の 3 関係)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号。以下「高齢者移動等円滑化法」という。)に規定する特別特定建築物で政令で定めるものに該当する家屋のうち、次の条件に該当するもの(以下「改修実演芸術公演施設」という。)に対して課する固定資産税又は都市計画税については、アに係る利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、条例で定めるところにより市長に申告書を提出した場合に、当該利便性等向上改修工事が完了した日の属する年の翌年度から 2 年度分に限り、当該改修実演芸術公演施設に係る固定資産税額又は都市計画税額(当該利便性等向上改修工

事に要した費用の額の100分の5に相当する額を限度とする。)の3分の1に相当する額を減額することとされたことに伴い、申告に係る規定を追加するもの

ア 平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)に規定する実演芸術の公演の用に供する施設であることにつき証明がされ、かつ、利便性等向上改修工事が行われたものであること。

イ 高齢者移動等円滑化法に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合することにつき証明がされたものであること。

2 施行期日等

(1) 施行期日

平成30年4月1日

(2) 経過措置

1(1)に係る規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成29年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例によることとするもの